



子どもたちと本の出会いの場、学びの場、心のやすらぎの場



# 学校図書館の充実を！

学校図書館はすべての学校に設置することが義務づけられています（学校図書館法）。しかし、学校図書館の整備はまだ不十分です。文部科学省が学校規模ごとに定めた蔵書の目標数である図書標準達成率（図1）や学校司書の配置率（図2・図3）をみれば明らかです。（いずれも2014年・2016年・2020年実施の文部科学省調査）

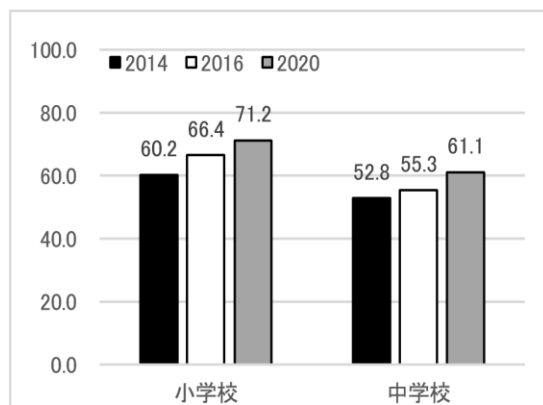


図1 公立学校の図書標準達成率

## 図書購入費が不足です！

2022年度から第6次「学校図書館整備等5か年計画」が実施されています。この施策を実効あるものにするには、各自治体に地方財政措置で算定された図書予算を、そのまま図書購入費として予算化させるとりくみが重要です。

高校は、文部科学省「図書標準」の定めがなく整備計画の対象になっていないため、図書整備費の措置がありません。整備計画に高校、特別支援学校も含めることを要望します。

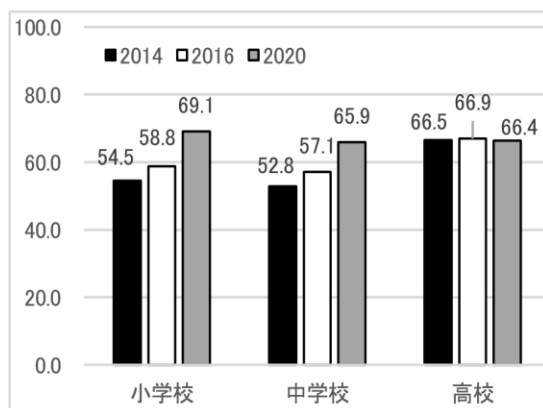


図2 公立学校の学校司書配置率

## 学校図書館にも専門職が必要です！

2014年に学校図書館法が改正され「学校司書」が法律上に明記されましたが、「置くよう努めなければならない」とあり必置でないため、依然として配置状況は各自治体によってさまざまです。児童・生徒が学校にいる時間帯をカバーできる常勤の割合は小中学校で1割（図3）で、非常勤をあわせても6割しか配置されていません（図2）。高校では常勤の割合は減少し続けています（図3）。学校図書館が十分に機能を果たすには、

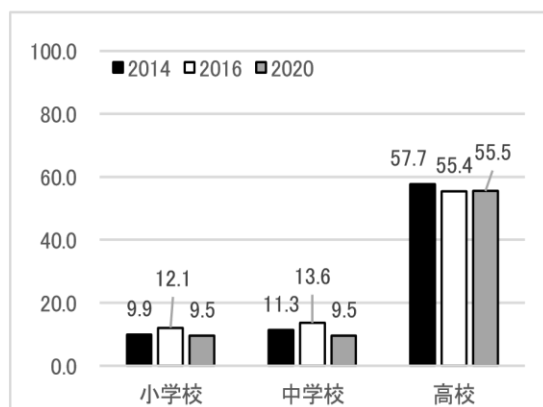


図3 常勤の学校司書を配置している公立学校の割合

専任・専門・正規の学校司書が必要です。

全日本教職員組合(03-5211-0123)

〒102-0084 東京都千代田区二番町 12-1 全国教育文化会館